



わくわく 大分労働局

2026

1

令和8年1月7日発行



明けましておめでとうございます。
令和8年1月1日から大分県最低賃金が1時間1,035円に金額改正されました。

令和7年度は最低賃金の引き上げ額81円は過去最大となったところであり、施行後初めての出勤日となる方の多い1月5日に改めて周知を行いました。
当日は大分高等学校書道コースの学生による書道パフォーマンスが行われました。
厚生労働省労働基準局のマスコットキャラクター「たしかめたん」も応援に駆けつけて大分県、大分市の職員、大分高等学校書道コースの学生の皆さままで広報資料を配布しました。



(大分高等学校書道コースの学生の皆さんが制作した書き初め作品)



(県民にチラシを配布する局長)

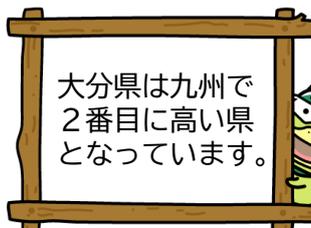
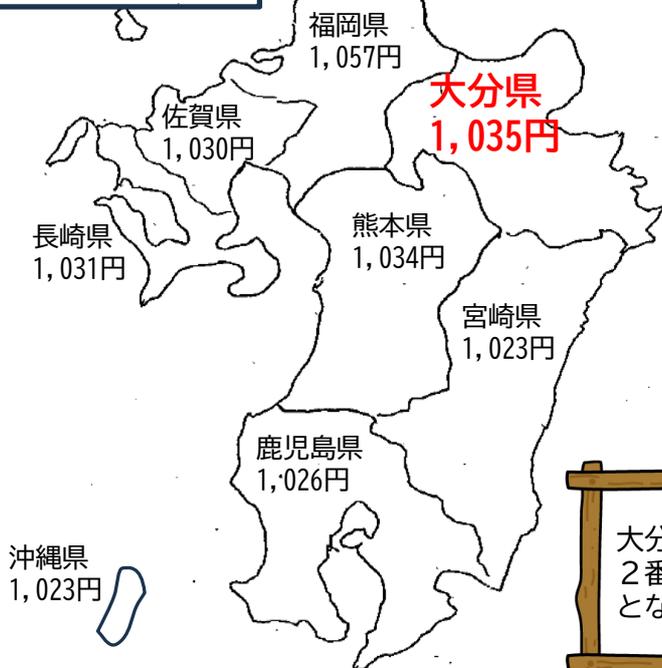
この日、用意していた周知用資料とティッシュ500個は駅利用者などに配布し、わずか30分ほどでなくなりました。皆様におかれては、最低賃金を下回っていないか、今一度の確認をお願いします。
大分労働局では今年も中小企業の賃金引上げと設備投資等に対して、各種の助成金による支援を続けます。さらに、大分県など関係機関と連携して、生産性向上を始めとする各種支援策・好事例等の周知広報、価格転嫁の徹底などに取り組んでまいります。



九州各県の令和7年度の地域別最低賃金(時間額)



ちなみに最高額は東京の時間額1,226円ですね!



大分県は九州で2番目に高い県となっています。



(書道パフォーマンスを繰り広げた大分高等学校書道コースの学生の皆さま)

15人の学生がポップな音楽に合わせて力強い筆さばきで書をしたためました。

発行 厚生労働省

大分労働局

大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル



大分労働局
ウェブサイト



大分労働局
Instagram



大分労働局
YouTube

同じ企業で働く「正社員」と「パートタイム労働者・有期雇用労働者」との間に、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止されています。

事業主は、それぞれ働き方の違いに応じて、**均衡な待遇（均等な待遇）**の確保を図るための措置を講じなければなりません。

単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明になりません。



同一労働・同一賃金
特集ページ



多様な働き方の
実現応援サイト

均衡待遇

不合理な待遇の禁止

- ①職務内容（業務の内容と責任の程度）
- ②職務内容・配置の変更の範囲
- ③その他の事情

の違いに応じた**範囲内**で、待遇を決定する必要があります。

バランスのとれた待遇

均等待遇

差別的取扱いの禁止

- ①職務内容（業務の内容と責任の程度）
- ②職務内容・配置の変更の範囲

が同じ場合、待遇について**同じ取扱い**をする必要があります。

差があってはならない



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「ハゆう」ちゃん

お問合せ先：雇用環境・均等室 ☎097-532-4025

キャリアアップ助成金のご案内

正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に正社員転換した事業主に対して助成

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して助成



キャリアアップ助成金
(厚生労働省HP)

人材をお捜しの企業の皆様

ハローワークで貴社のご希望にあった人材をご紹介します！

◆全国で求人を公開します。

申し込まれた求人は、全国のハローワークやインターネット（ハローワークインターネットサービス）を通じて広く公開します。

◆事業所のPR情報を求職者に提供します。

事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報や事業所からのメッセージといったPR情報などについて、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）や、ハローワークインターネットサービスで公開します。

求人票だけでは伝わらない事業所の情報を伝えることにより、的確な人材募集が可能となります。

◆応募が増えるような求人条件や雇用管理の提案をします。

求人条件はいつでも見直しができます。わかりやすい求人票や魅力ある求人票の作成、求人条件の見直しなど、お気軽にご相談ください。

◆就職面接会・会社説明会を開催しています。

ハローワークの会議室を使用して行う小規模なものや地方自治体との共催によるものなど、さまざまな形で就職面接会や会社説明会を開催しています。また、会社見学会なども企画します。

その他詳しい支援内容や求人提出方法は二次元コード（厚生労働省HP）にてご確認ください。



労働者を一人でも雇ったら、労働保険の成立手続が必要です！

労働保険成立の手続きについて

労働保険は、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。



労働保険 特設サイト で検索！

または二次元コードから▼

